

## (制度名 登録住宅に係る家賃債務保証等)

(制度所管部局名) 住宅局住宅総合整備課住環境整備室

### 1. 制度の概要

高齢者の居住の安定の確保を支援することを目的として、全国に一を限って指定された高齢者居住支援センターが以下の業務を行うものである。

- ・ 登録住宅に係る家賃債務保証
- ・ 死亡時一括償還方法によるバリアフリー改良費用の貸付けに係る債務保証
- ・ 情報及び資料の収集、整理及び提供
- ・ 調査及び研究
- ・ 附帯業務

### 2. 指定、登録等の基準

高齢者の居住の安定確保に関する法律第78条

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（抄）

第78条 国土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第八十条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、高齢者居住支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

### 3. 指定、登録等を受けた法人

| 法人等の名称      | 指定等の時期       | 法人の連絡先                               | 指定、登録の理由等             |
|-------------|--------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 財団法人高齢者住宅財団 | 平成 13 年 10 月 | 東京都中央区八丁堀 2 丁目 20 番 9 号、03-3206-5323 | 上記 2 に掲げる基準を満たしているため。 |

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

| 料金等 | 積算根拠  |
|-----|---|
| 保証料 | 保証料の上限額等について規定している債務保証業務規程を国土交通大臣が認可。上限額について、債務保証の市場を鑑みて市場における価格と乖離することがないように定めている。 |

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 21 年 3 月現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

### 7. 政策評価

平成 23 年度までに実施予定。